

学 位 論 文 題 名

地方中小規模卸売市場の存立構造に関する研究

—北海道東部地域における卸売市場を素材として—

学位論文内容の要旨

生鮮食料品の主要な中継点である卸売市場は法律（卸売市場法，1971年施行）の規制を受け，制度的には中央卸売市場，地方卸売市場，その他の市場に分類される。このうち国の認可を必要とする中央卸売市場については，計6次にわたる卸売市場整備計画によって，大都市および地方中核都市を対象に計画的な配置がなされてきた。しかし，都道府県知事の認可によって設立される地方卸売市場は，そのほとんどが中小規模の市場であることもあって，近年に至るまで政策の対象として重要視されていなかった。一方，流通環境の変化の中で，地方卸売市場の多くは経営上の危機に見舞われ，地方行政の中でその再編整備が課題となってきた。だが，今日の再編整備の方向は，中小規模の地方卸売市場を統合大型化するもので，それは中央卸売市場を対象とした整備計画の論理と変わらない。しかしながら，地方卸売市場は，卸売市場流通の中でそのシェアを低下させたとはいえ，今日でも4割程度を占め，各地方流通圏において重要な役割を果たしている。そのため，統合大型化によって地域に定着した地方卸売市場が廃止されることは，さまざまな問題を引き起こす可能性がある。経営再建を含めた地方卸売市場の再編整備が避けられないとするならば，地方卸売市場が各流通圏の中で現実に果たしている機能と役割を具体的に調査研究し，政策的課題を析出しなければならない。

本論文は，こうした問題意識をもって，北海道東部の2つの流通圏（釧路・根室流通圏，オホーツク流通圏）を対象に，地方中小規模卸売市場（以下，地方市場と略す）の存立構造を分析し，現段階における地方市場の機能と役割，および政策的課題について考察することを目的としている。なお，ここで「地方中小規模卸売市場」（地方市場）と一括するものの中には，釧路市中央卸売市場のように，制度的には中央卸売市場であるが，その取扱規模が大都市の中央卸売市場に比較して小さく，経営的にも地方卸売市場と同様の問題を抱えている市場が含まれている。また，研究対象とする卸売市場の取扱品目は，青果物に絞った。

論文は6章構成であり，第1章では，問題の所在を示した上で，既存研究の動向を整理した。

第2章では，わが国の卸売市場制度の変遷と，その中で地方卸売市場の位置付けを整理した。また，地方卸売市場の全国的動向と流通上に占める地位を通観した。

第3章では，北海道の卸売市場の現状と整備計画の実態を明らかにした。北海道は歴史的な経緯もあって小規模な地方市場が多く，現在，経営的には大きな問題を抱えている。これに対し，北海道庁による卸売市場政策は，小規模市場の統合を軸とした流通圏ごとの拠点市場の形成と集約化を目指しており，従来の小規模な地方卸売市場は廃止か配送センターとしての再編が求められている。

第4～5章は，具体的に2つの流通圏（釧路・根室流通圏，オホーツク流通圏）を対象として，そこでの地方市場の存立構造を分析している。両流通圏は，小売段階における量販店の進出という共通の事情を抱え，拠点卸売市場では量販店の品揃え要求に沿った集・分荷対応が求められている。また，北見市を中心としたオホーツク流通圏は，後

背地に玉ねぎを中心とした野菜産地を抱え、釧路・根室流通圏でも近年、一部地域に夏秋野菜の新興産地が形成されつつある。

第4章では、釧路・根室圏の3つの卸売市場（釧路市中央卸売市場を含む）を素材に、主として卸売市場集荷の特徴について明らかにした。同流通圏のように遠隔地にあり、消費人口も少ない地域に立地する卸売市場は、一般に大産地の系統出荷団体を通じた集荷が困難である。そのため、研究対象とした卸売市場では、地元および道内各地に野菜産地を育成し、出荷組合を組織するなどして、安定した集荷ルートの確保に努めているが、量的・季節的に限界がある。最も重要な集荷方法は、他市場からの市場間転送である。だが、それは大都市中央卸売市場からの転送ではなく、特定の地方市場との間の相互転送であり、しばしば全国的な範囲で行われる。両者の間の転送は、人間関係を紐帯とした対等で継続的な性格が強い。

第5章では、オホーツク流通圏に立地する6つの地方卸売市場を事例として、それらの集・分荷構造を明らかにした。対象とした市場は、いずれも消費地市場的性格に加え、産地市場的性格を有しているが、それは同流通圏が後背に全道有数の野菜産地を有していることに規定されたものである。

同流通圏の拠点市場である北見市公設地方卸売市場の販売の中心は、近年、進出の激しい量販店に対するものであり、品揃え的に地元野菜で不足するものについては、主に市場間転送で確保している。だが、同市場には主に個人出荷による地場産野菜の入荷があり、市場内で販売できない場合には、他市場に転送を行わなければならない。近年では、こうした需給調整的転送が時期によっては恒常化し、その点では産地市場的性格が強まっている。北見市公設地方卸売市場以外の小規模卸売市場では、転送集荷への依存度を高めつつも、同時に少量の地場産野菜を中小食品スーパーへ販売するなど、独自の存立基盤を構築している。

第6章では、以上の分析を総括し、考察を行った。

近年の青果物卸売市場流通では、大産地の系統出荷団体（経済連）から大都市中央卸売市場に至る大型流通が支配的であり、地方市場は必要な荷を確保できず、大都市中央卸売市場からの転送を必至のものとしてきた。こうした流通体系は、政府による単品主産地形成政策と系統出荷団体による「指定市場」の絞り込みによって、ますます強化され、こうした現状を背景に卸売市場論では「集散市場体系論」が展開されてきた。確かに、こうした実態は存在し、わが国の卸売市場流通を今後とも特徴づける主要な傾向であることは疑いない。だが、本論文が分析対象としたように、後背地に産地を有するという立地条件を生かし、同様の条件にある地方市場間が連携し、主産品の相互転送によって、消費地市場としての集荷の困難性を克服しようとする動きも見られる。本研究の事例分析から、このような地方市場間の転送ネットワークには、一定程度の広がりがあるとみられ、地方市場の存続にとって新たな集荷基盤となる可能性をもっている。さらに、系統出荷団体による大都市中央卸売市場への基幹的ルートと、地方市場間のネットワーク化による補完的ルートの存在は、青果物流通においては、一定の合理性をもつと考えられる。

また、今回の調査事例に示したように、地方卸売市場の中には地元の唯一の出荷市場として、生産者（特に個人出荷者）にとって必要不可欠な存在となっているものも少なくない。

したがって、統合大型化を唯一絶対なものとした地方市場政策を再検討し、地方流通圏における地方市場の機能と役割、および現実の集・分荷構造を踏まえた弾力的な卸売市場政策の展開が求められるのである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 三 島 徳 三
副 査 教 授 黒 河 功
副 査 助 教 授 飯 澤 理 一 郎

学 位 論 文 題 名

地方中小規模卸売市場の存立構造に関する研究

—北海道東部地域における卸売市場を素材として—

本論文は図20、表39を含む総頁数122頁の和文論文であり、他に参考論文4編が添えられている。

生鮮食料品の主要な中継点である卸売市場は卸売市場法（1971年）の規制を受け、制度的には中央卸売市場、地方卸売市場、その他市場に分類される。このうち国の認可を必要とする中央卸売市場については、計6次の卸売市場整備計画によって、大都市および地方中核都市を対象に計画的な配置がなされてきた。しかし、都道府県知事の認可によって設立される地方卸売市場は、そのほとんどが中小規模の市場であることもあって、近年に至るまで政策の対象として等閑視されてきた。一方、流通環境の変化の中で、地方卸売市場の多くは経営上の危機に見舞われ、地方行政の中でその廃止を含む再編整備が課題となってきた。地方卸売市場は、卸売市場流通の中でそのシェアを低下させているとはいえ、今日でも4割程度を占め、地方流通圏において重要な役割を果たしている。そのため、地方卸売市場の再編整備が避けられないとするならば、それら市場が各流通圏の中で現実に果たしている機能と役割を具体的に調査研究し、政策的課題を析出しなければならない。本論は、こうした問題意識をもって、北海道東部の2つの流通圏と青果物を対象に、地方中小規模卸売市場（以下、地方市場と略す）の存立構造を分析し、現段階における地方市場の機能と役割、および政策的課題について考察することを課題としたものである。

1章は、問題の所在を示した上で、既存研究のフォローを行い、2章では、わが国の卸売市場制度の変遷を追い、地方卸売市場政策の性格づけを行うとともに、それら市場の全国的動向と流通上の地位を明らかにした。

3章では、北海道の卸売市場の現状と市場整備計画の実態を明らかにした。北海道は歴史的な経緯もあって小規模な地方市場が多く、現在、経営的には大きな問題を抱えている。これに対し、道庁による市場整備計画は小規模市場の統合を軸とした流通圏ごとの拠点市

場の形成と集約化を目指しており、従来の小規模な地方卸売市場は廃止か配送センターとしての再編が求められている。

4章では、釧路・根室流通圏の3つの卸売市場（釧路市中央卸売市場を含む）を素材に、主として卸売市場集荷の特徴について明らかにした。同流通圏のように遠隔地にあり、消費人口も少ない地域に立地する卸売市場は、一般に大産地の系統出荷団体を通じた集荷が困難である。そのため、同流通圏の卸売市場では、地元および道内各地に野菜産地を育成し、出荷組合を組織するなど、安定した集荷ルートの確保に努めている。だが、これには量的・季節的に限界があり、特定の地方市場との相互転送が一般化している。

5章では、オホーツク流通圏に立地する6つの地方卸売市場を事例として、それらの集・分荷構造を明らかにした。対象とした市場は、いずれも消費地市場的性格に加え、産地市場的性格を有しているが、それは同流通圏が後背に全道有数の野菜産地を有していることに規定されたものである。同流通圏の拠点市場である北見市公設地方卸売市場の販売の中心は、近年、進出の激しい量販店に対するものであり、品揃え的に地元野菜で不足するものについては、主に市場間転送で確保している。同時に、個人出荷による地場産野菜の他市場転送が恒常化し、産地市場的性格が強まっている。

6章では、以上の分析を総括し、研究目的に沿った考察を行っている。

近年の青果物卸売市場流通では、大産地の系統出荷団体から大都市中央卸売市場に至る大型流通が支配的であり、地方市場は必要な荷を確保できず、大都市中央卸売市場からの転送を必至のものとしてきた。こうした実態は、わが国の卸売市場流通を今後とも特徴づける主要な傾向ではあるが、本論が明らかにしたように、後背地に産地を有するという立地条件を生かし、同様の条件にある地方市場間が連携し、主産品の相互転送によって、消費地市場としての集荷の困難性を克服しようとする動きも見られる。このような地方市場間の転送ネットワークには、一定程度の広がりがあり、地方市場の存続にとって新たな集荷基盤となる可能性がある。また、地方市場の中には地元の唯一の出荷市場として、生産者（特に個人出荷者）にとって必要不可欠な存在となっているものも少なくない。したがって、統合大型化を軸とした地方市場整備計画を再検討し、地方流通圏における地方市場の機能と役割、および現実の集・分荷構造を踏まえた弾力的な卸売市場政策の展開が求められるとして、本論を結んでいる。

以上のように、本論文は、これまで研究の空白部分として残されていた青果物地方市場の集・分荷の実態を詳細に明らかにし、今後の卸売市場政策の方向を示唆したもので、学術上高く評価できる。よって、審査員一同は、杉村泰彦が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。